

質問・回答 認可外保育施設無償化説明会 令和元年12月4日(水)10時00分～12時00分 保健所5階 会議室

No.	項目	資料	質問	回答
1	領収証兼提供証明書	P23	領収証兼提供証明書について、保護者から徴収している金額は2か月後の保育料(10月支払いであれば12月分)であるが、提供証明書に記載する金額は保護者が10月に支払った金額で間違いないか。	提供証明書の金額はすべて対象月に提供した保育料を記載するため、今回のケースで10月～12月の内容を証明するのであれば8月～10月に支払った金額を記載する必要がある。
2	領収証兼提供証明書	P23	領収証兼提供証明書の無償化対象外の金額については、たとえ無償化対象額が37,000円を超えていても必ず記載をしなければいけないのか	無償化上限額を超えている超えていないにかかわらず、記載は必須である。
3	領収証兼提供証明書	P23	提供証明書の納入者の名前は必ず給付認定対象者の名前でなくてはいけないか。	給付認定保護者かその配偶者であればどちらでも構わない。
4	領収証兼提供証明書	P23	ベビーシッターとして単発の依頼が多いが、同一人物から複数回受ける可能性もあり、領収証兼提供証明書の発行はどのタイミングで行えばいいか。また給付認定通知については原本の提示を受けないと発行してはいけないか。	・特段の定めはないが、以下のような形が考えられる。 ①複数回の利用が見込まれる場合は、3か月分まとめて記入が終わったタイミングで発行いただき、郵送等でお渡しする。 ②単発での依頼の(今後の利用予定がない)場合は、お金を受け取ったタイミングで(通常の領収書のように)発行いただく。 ・給付認定通知については原本でなくてもコピーや写真等での提示であっても児童の名前や給付認定期間等が把握できれば提供証明書を発行いただいて差し支えない。
5	領収証兼提供証明書	P23	領収書兼提供証明書の印は必ず代表者印でなければいけないか	押印については原本性の確保のために必要となるものなので、普段の領収書を発行する際に押印する印と同等のものが必要となる。そのため、普段園長の印を使用するようであれば園長の印で差し支えない
6	領収証兼提供証明書	P23	他市の子どもを預かっている場合に領収書兼提供証明書を発行する場合は千葉市の様式でも可能か。	他市についてはそれぞれの市区町村により取り扱いが異なるため、それぞれの市区町村にご確認いただきたい。該当市区町村のHPにてそれぞれの様式をダウンロード頂き使用していただくのが一番間違いない方法である。
7	領収証兼提供証明書	P23	月極契約の子で、その月に3日しか来ていないが、料金としては1月分貰っている。この場合の領収書兼提供証明書はどうか。	実際に提供、領収した内容で証明を発行する必要があるため、今回のケースの場合、提供日数3日、金額は1月分の内容で証明を発行する。万が一特例等で日割りを行う場合は日割り後実際に保護者が納付した金額で作成をする。
8	請求書	P25	保護者の保育料の支払いが常勤職員は給与天引きで、非常勤職員は納付書支払いだが、支払い期限が対象月の次月の下旬となっており、請求書の提出期限である20日に間に合わないがどうしたらいいか。	便宜上対象月の次月の20日までとしているが、個別に相談いただければ20日を過ぎていても対応可能。提出期限の次月上旬程度であれば対応可能である。
9	請求書	P25	請求書の名前は給付認定保護者の名前でなくてはいけないか、また口座も給付認定対象者の口座でなくてはならないのか。	給付認定保護者でそろえていただきたいが、どうしても別の口座や請求者でなくてはいけない場合は個別にご相談いただきたい。
10	給食費	-	4月から認可保育園になる予定だが、3月までは給食費をとっても問題ないか。	お見込みのとおりである。4月以降認可園となった場合は0～2歳児からは徴収は出来ないのご留意いただきたい。
11	確認申請	-	幼稚園の預かり保育が不十分な場合は無償化の対象とのことだが、預かりが不十分な幼稚園の一覧はあるか。	千葉市内の幼稚園、認定こども園であれば、千葉市HPにて無償化対象の一覧を公示しており、そちらに掲載している。
12	先取りプロジェクト認定保育施設、保育ルーム	-	以下の状況において、どのような対応を取るべきか。 ・4月～10月末まで 保育ルームを利用 ・11月1日～ 認可保育施設を利用 (説明会后、個別質問)	10月は、保育ルームにおいて、無償化(償還払い)の対象となるが、11月については認可施設において無償化対象(現物給付)となる。地方単独保育施設加算の対象となるかは国において調整中。